

■ 補助対象経費

【空家等のリフォーム工事】

木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼替え等
外装工事	外壁の改修・張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等
電気等設備工事	電気・ガス・給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修等

備考 次に掲げる内容の工事等は、補助の対象としない。

- (1) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入(壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット、物置等)及び設置工事
- (2) 外構、カーポート、庭、門扉、堀又は地盤に関する工事
- (3) 電話、インターネット等の配線工事
- (4) 家具の固定のための器具購入及び工事
- (5) その他市長が不相当と認めた工事

【空家等の解体撤去工事及び老朽危険空家等の解体撤去工事】

解体撤去工事	解体及び撤去、解体に係る仮設工事等
収集運搬費及び処分費	解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分
その他付随する経費	周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等

備考 次に掲げる内容の工事等は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象空家等の一部を解体する工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合は除く。）
- (2) 舗装工事（解体及び撤去後の整地は除く。）
- (3) 動産の撤去、収集運搬及び処分に係る経費（取り外しが困難な大型機材、電気配線等の撤去、収集運搬及び処分に係る経費は除く。）
- (4) その他市長が不相当と認めた工事